

問 合 せ 先	中区くらしサポートセンター (545-8388)
	東区くらしサポートセンター (568-6887)
	南区くらしサポートセンター (250-5677)
	西区くらしサポートセンター (235-3566)
	安佐南区くらしサポートセンター (831-1209)
	安佐北区くらしサポートセンター (815-1124)
	安芸区くらしサポートセンター (821-5662)
	佐伯区くらしサポートセンター (943-8797)

生活困窮相談

1 支援策の内容

様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、就労や住まい、家計の立て直し等の各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行います。

2 対象者

広島市内に住所または居所を有する生活困窮者（生活保護受給中の方は除く）。

3 相談の方法

面談、電話など。

4 その他

【相談から支援までの流れ】

① 相談受付

就労や家庭、心身の問題など、相談者本人や家族が抱えている問題を相談支援員が幅広く伺います。相談内容によっては、相談支援員の同行などにより、他機関や他制度へ確実につなぎます。

② 課題の評価・分析

相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が話し合いながら理解を深めます。相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、評価・分析し、解決のための支援を探ります。

③ 支援プランの作成

相談支援員は、必要な支援が計画的に行われるよう、自立に向けた支援プラン案を相談者本人と一緒に作成します。作成したプラン案について、広島市や支援関係者等を交えた「支援調整会議」で検討し、最終的なプランを決定します。

④ 自立に向けた継続的な支援

決定したプランに基づき、支援サービスを提供します。プランに沿った支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。